

与力の給地

元和年間は、上総・下総ならびに武州の下谷金杉辺にて、一人200石ずつ、50騎で合計1万石だった。



下総

上総



その後、金杉辺が上野(東照宮)の神領になると、代地として下総国の行徳領の中より給することになった。(これは芝の増上寺建立の時のことであろう。当時の増上寺境内は今日では想像もつかぬ程宏大なるもので、現在のプリンスホテルも東京クワーム、一部に包含されているのである。)

元禄15年、上総の給地2000石が公用となると、下総の香取郡の内に代地が与えられた。

このように時代によって変遷があるが、主として下総国の葛飾軍、千葉郡、埴生郡、香取郡、上総国の山辺郡などにまとめて給地が与

えられていた。

与力給地の管理のため村名主の中から給地役を任命し、古参の与力から南北2人づつを給地世話番として、旗本が給地を支配すると同様な「領主」としての事務を担当させた。

これらの給地からの年貢米が南北与力 50 人に配分された。

「禄高 1 万石」はいわゆる草高で、その領地の総生産高である。通常、領主が 4 割、農民が 6 割という配分になるので、与力の実質収入は 4000 石であるが、この実収は毎年毎年の収量によって増減する。

50 人で 1 万石（実質 4 千石）だと、一人あたり名目 200 石（実質 80 石）となるが、新参の与力は 160 石から始まり、年功により 200 石まで昇給した。

また旗本の知行所と同様に米以外の産物が届けられたり、人足などとしての徴発もあったようだ。

支配与力（定員南北 5 人）になると役料 30 石ずつが加増され、230 石の禄高となった。

南町奉行所は坂部能登守広高の時代に詮議方与力へも同じく役料各力 25 石があたえられたという。

本勤並与力は手当金 20 両、見習は銀 10 枚の支給をうけたが、これらは上記給地からの年貢からでなく、奉行所経費から支払われた。

また与力は、所属の町奉行より賞与として年々袴地を下付されたという。